

BE KOBE

**令和4年度
国家予算に対する提案・要望**



神戸市

神戸市政の推進にあたり、平素より格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は依然として厳しい状況にありますが、各行政機関や医療機関、関係機関、民間事業者等と緊密に連携を図り、医療提供体制を確保し、ワクチン接種を迅速に行うことなどにより感染拡大を一日も早く抑え、市民生活・経済活動を回復させることに全力で取り組んでまいります。

阪神・淡路大震災から 26 年が経過し、市民の皆様とともに震災という大きな危機を乗り越えてきました。しかしながら、現在、人口減少や超高齢社会、東京一極集中への対応といった新たな課題に直面しており、with コロナ時代、さらにはポスト・コロナ時代に対応しつつスピード感をもって取り組む必要があります。また、令和の時代に間違いなく進化するテクノロジーを取り入れながら、持続可能な大都市経営を行ってまいります。令和 3 年度は、都心部に近接した海や里山など神戸の豊かな資源を活かした人間らしい、あたたかみのある生活スタイルの創造と、公共空間のリノベーションなど、暮らしと都市の価値を高めることにより、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて確かな歩みを進めています。

また、神戸の新たな未来を切り拓く施策を積極的に展開していくため、「陸・海・空」の広域交通結節機能の強化や、都心・三宮の再整備、神戸医療産業都市を着実に進めてまいりますので、ご支援をお願いいたします。

本書に掲げるものは、本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和 3 年 7 月

神戸市長 久元 喜造

提案・要望項目

| 新型コロナウイルス感染症対策項目

I. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実	1
II. 感染拡大防止策の強化	2
III. 市民生活を守るための取組みの推進	5
IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実	7

| 重点項目

I. 地方創生・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	11
II. 陸海空の広域交通結節機能の強化	14
III. 都心・三宮再整備の推進	21
IV. 神戸医療産業都市・新産業の推進	25
V. 神戸観光と芸術・文化・スポーツの振興	27
VI. まちの活力の創出	30
VII. 安全・安心なまちづくりの推進	36
VIII. 子育て・教育環境の充実	40
IX. 保健・福祉・医療の充実	45

| その他項目

I. まちの活力の創出	51
II. 安全・安心なまちづくりの推進	55
III. 子育て・教育環境の充実	57
IV. 保健・福祉・医療の充実	60
V. 真の分権型社会の実現	64

新型コロナウイルス 感染症対策項目

国家予算に対する提案・要望
令和4年度 神戸市

1. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実

»内閣府、総務省、厚生労働省

1) 地域の実情に応じて取り組む独自の施策に必要な財政支援の実施

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる充実

- ・ 交付金の増額及び速やかな交付、対象事業の拡大など、さらなる充実を図ること
- ・ 交付金の算定にあたっては、市単位の陽性者数や病床の占有率に基づき算定するなど、大都市における財政需要をより適切に反映するとともに、財政力に関わらず必要な額が措置されるよう算定方法を見直すこと
- ・ 新しい生活様式への対応は今後も必要であることから、令和4年度以降も継続して交付すること

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる充実

- ・ 交付金のさらなる増額や対象事業の拡充、補助単価上限の嵩上げを図ること
- ・ 都道府県のみとなっている交付対象について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること

2) 地方の計画的な財政運営の推進

○ 地方自治体の大幅な減収に対する確実な財政措置

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要や収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税等の一般財源総額を確保するなど、必要な財政措置を行うこと
- ・ 大幅な収収減等が生じた場合でも安定的な財政運営を行えるよう、資金繰り対策としての減収補填債の対象税目拡大や特別減収対策債の発行を、引き続き可能とすること

○ 経営状況が急激に悪化している公営企業の経営維持に向けた支援

- ・ 料金収入の大幅な減少等による経営状況の急激な悪化に対応できるよう、公営企業の経営安定化のための新たな財政支援を行うこと
- ・ 資金不足が生じている公営企業の資金繰りを安定させるため、特別減収対策企業債の発行可能期間を延長するとともに、財政支援を拡充すること

II. 感染拡大防止策の強化

»厚生労働省

1) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施

- 新型コロナワクチンの安定的な確保と供給
 - ・市民が安心して接種できる有効性及び安全性が高い新型コロナワクチンを、十分に確保し、安定的に供給すること
- 新型コロナワクチン接種にかかる事業費の確保
 - ・ワクチン接種の円滑な実施のため、ワクチンの流通やシステムの運用における自治体の柔軟な対応を認めるとともに、接種会場の運営や予約・接種管理等に必要な「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」の十分な措置、接種費用単価のさらなる引き上げを行うなど、地方自治体の負担が生じないようワクチン接種にかかる事業費について、全額国費による財政措置を講じること
- 新型コロナワクチン接種後の副反応にかかる支援
 - ・ワクチン接種後の副反応に関して、科学的・医学的知見に基づいた正確な情報を丁寧に発信するとともに、相談窓口設置等にかかる財政措置等必要な支援を行うこと

2) 地域の医療提供体制及び検査体制の整備に対する支援の充実

- 医療提供体制の確保にかかる財政支援
 - ・診療体制の確保（空床確保等）、院内感染防止策（感染症病棟のゾーニング等）及び医療従事者確保のための十分な財政支援を行うこと
 - ・院内感染を防ぐための病棟改修や機器・備品整備などに必要な経費について、全額国費負担とすること
 - ・医療機関の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関経営のため、国による必要な財政支援を行うこと
- 検査費用及び医療費の公費負担にかかる財政支援の拡充
 - ・新型コロナウイルス感染症にかかる検査費用や入院等の医療費における本人負担部分が全額公費負担となっており、今後も継続的に地方自治体の負担が生じることから、国の補助率の嵩上げなど財政支援の拡充を行うこと

○ 医療資器材及び感染拡大防止資器材の安定的な確保

- ・医療用マスクやガウン、人工呼吸器等の医療資器材について、引き続き国内での生産体制の整備に取り組むとともに、必要な備蓄を国で行うことにより、医療機関への安定供給を図ること

○ 新たな変異に備えた検査体制の拡充や治療薬の開発

- ・新たな変異株の感染拡大を防止するため、科学的な知見に基づいた退院基準などの対応方針を迅速かつ的確に策定・更新するとともに、データの集積に欠かせない検査体制の拡充に対する支援を行うこと
- ・一日も早く新型コロナウイルス感染症の治療薬の開発及び実用化を図ることが重要であることから、国内外で実施されている臨床試験等に対する支援を行うこと

○ 罹患に伴う後遺症への対策

- ・新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う後遺症について、症状や病態を明らかにするとともに、早期に治療法を確立する等、科学的知見に基づいた対策を早急に講じること

3) 地域の感染症対策にかかる体制・機能強化への支援

○ 保健所及び地方衛生研究所の体制・機能強化に向けた支援

- ・保健所の体制強化のため、保健師の確保にかかる財政支援を行うこと
- ・感染症の疫学調査をはじめ、健康危機管理時におけるタブレット等のICT機器を活用した情報管理や遠隔健康管理の効率化の促進や財政支援を行うこと
- ・地方衛生研究所の法的な位置づけを明確にするるとともに、機器整備等の財政支援や教育・研修制度の充実による検査員の育成などにより、機能維持・強化に必要な措置を行うこと

○ イベントベースドサーベイランスの体制強化のための支援

- ・クラスターの予兆を早期探知するための情報収集及び収集した情報を提供するシステムの整備・維持、並びに対象施設に早期介入するための人材の確保・育成にかかる財政支援を行うこと

4) 「新しい生活様式」への移行に伴う様々な課題への対応

- 風評被害の防止、正しい理解の啓発及び被害を受けられた方に対する相談支援の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症の患者、家族、医療従事者等に対する心のケア対策や風評被害防止の啓発などの十分な支援策を実施すること
- 熱中症予防の取組みに対する財政支援
 - ・熱中症患者の救急搬送が増加し医療提供体制が逼迫しないよう、健康管理の徹底や注意喚起等の熱中症予防の啓発事業、及び地域の実情（人口規模・気温差等）に応じた施策の実施に必要な財政支援を行うこと

（参考）【熱中症救急搬送者数（令和2年度）】
760人（屋外：351人、屋内：409人）
- with コロナ、ポスト・コロナにおける早急な健康づくり対策（フレイル・認知症・精神疾患等）
 - ・感染拡大以降、高齢者の日常生活・認知機能の低下、生活習慣病の重症化、うつ等の精神状態の悪化等疾病予防の取組みがさらに重要になっていることから、with コロナ、ポスト・コロナにおける健康づくり対策事業に対する財政支援を行うこと

III. 市民生活を守るための取組みの推進

»内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

○ 生活に困っている世帯に対する迅速な支援の実施

- ・収入が減少し生活に困っている世帯や個人への支援が迅速に行われるよう、生活福祉資金の特例貸付等の必要な制度を継続するとともに、状況に応じて拡充に向けた検討を続けること
- ・ひとり親世帯をはじめとした困窮子育て世帯への支援の充実を図ること
- ・要件緩和・対象期間の延長により対象者が激増している住居確保給付金について、市の財政負担が増大しているため、十分な財政支援を行うこと
- ・新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯に対する介護保険料・国民健康保険料の減免について、全額国費負担とすること

○ 介護・障害者サービス事業所への支援

- ・衛生用品等の備蓄及び安定的な供給体制を確保するとともに、感染者発生時や濃厚接触者への対応を行った事業所への財政支援の継続・拡充を行うこと
- ・介護・障害福祉サービス報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置（基本報酬+0.1%）を感染が収束するまで継続すること
- ・家族等の介護者が感染した在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れるための施設の確保や、在宅療養をする高齢者・障害者が継続的にサービスを受けるための人材確保にかかる財政支援を行うこと

○ 保育所等における児童の安全確保のための財政支援の拡充

- ・保育所等の安定的な施設運営を確保するため、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づく公定価格の算定を継続すること
- ・休園や市からの登園回避の要請に基づく欠席等に伴う利用者負担額の日割り減免による市の負担増分等に対し、継続的な財政措置を行うこと
- ・保育所・学童保育施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、感染拡大防止対策にかかる支援を拡充するとともに、国負担を引き上げること

（参考）【保育所等における感染拡大防止対策に係る支援（国制度）】

・令和2年度1・2次補正	（施設・事業）	500千円	国10/10
・令和2年度3次補正	（施設）	300~500千円	国：市=1：1
	（事業）	150~500千円	国：県：市=1：1：1

2) 教育環境の整備に対する支援の拡充

○ 子どもたちの学びを保障するための継続的な財政支援

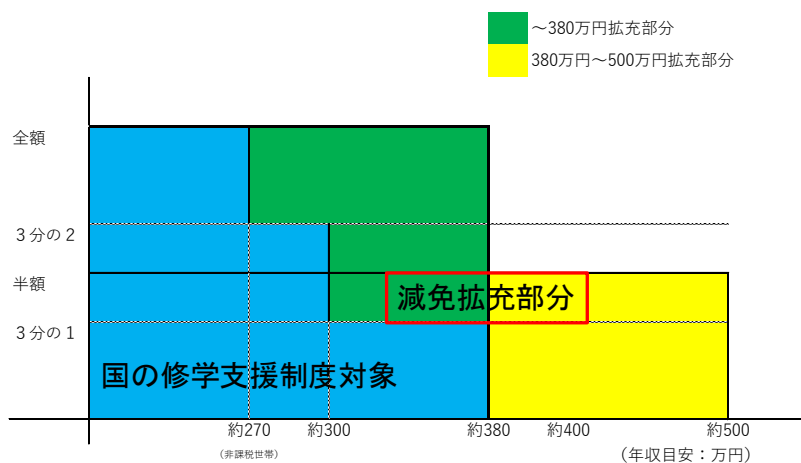
- ・感染症対策を講じながら学びを保障するため、学校園にマスクやアルコール消毒液などの衛生用品の配備や、必要となる学校施設の整備を行うための財政支援を行うこと

○ 学生等の修学機会を確保するための財政支援の拡充

- ・新型コロナウイルスの影響の長期化により家計が悪化し、意欲のある学生等の修学機会が失われないよう、学生の経済的負担軽減のための支援や大学等が独自に講じる支援策、「新しい生活様式」への移行を踏まえた感染拡大防止策等に対する補助などの事業費を確保すること
- ・公立大学や公立高等専門学校における独自の入学金・授業料減免に対する財政支援の拡充を行うこと

(参考)【神戸市外国語大学・神戸市看護大学・神戸市立工業高等専門学校で実施している独自減免】

○授業料・入学金減免 制度比較 (両親、本人、中学生の4人世帯の場合)



IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

»総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

1) 地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実

○ 事業継続に向けた支援

- ・新型コロナウイルスによる地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業等の事業継続を下支えする業種・業態や事業規模（売上高、店舗数、資産の保有状況、従業員数等）に応じた新たな支援策を講じること
- ・休業・時短要請協力金や家賃の負担軽減支援などの各種給付金、雇用調整助成金等の各種助成金などの事業者支援策について、期間延長、要件緩和を含め、拡充・継続して支援すること
- ・事業継続に必要な融資が円滑に受けられるように民間金融機関や日本政策金融公庫等による各種制度融資を拡充・継続するとともに、既往債務の返済猶予等の条件変更にかかる追加信用保証料の補助等、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底すること
- ・事業者に迅速に支援が行き届くよう、事務手続きのICT化・簡素化を進め、申請支援体制・窓口体制を強化すること

○ 消費・需要喚起に向けた支援

- ・観光需要の回復状況を踏まえた上で、ホテル・旅館・土産物店等の観光関連事業者の事業継続のための新たな需要喚起策を行うこと
- ・休業・時短要請、外出自粛、消費低迷等により甚大な影響を受けている飲食店・物販店・サービス業等を支援するための消費喚起策を実施するとともに、地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象とした賑わいを回復するための支援などの十分な財政措置を行うこと

○ with コロナ、ポスト・コロナに対応するための将来に向けた投資支援

- ・テレワーク等新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着に向けて、DX・事業転換に取り組む中小企業への専門家派遣等の人的支援やITインフラへの投資促進支援等を拡充すること
- ・灘の酒、ケミカルシューズ、スイーツ、真珠等の地場産業における国内外に向けた販路開拓、ブランド力の強化・発信等の財政支援の継続、ポスト・コロナ社会を見据えた新たな取組みに対する財政支援の拡充を行うこと

○ 業種・地域・職種間の人材融通支援

- ・新型コロナウイルス感染症による社会変革に伴う人材需給の不整合を解消するため、建設・製造・社会福祉・介護サービスの職業等にかかる職業訓練を拡充するとともに、業種・職種を超えた円滑な人材移動や雇用機会の確保につながる効果的な対策のさらなる促進のため、十分な財政支援を行うこと

2) 事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援

○ 港湾物流事業者の事業継続の取組みに対する支援

- ・港湾運送事業者等の事業継続に向けた集貨・創貨等の取組みに対する財政支援を拡充すること

○ フェリー事業の運航確保に対する支援

- ・需要回復や事業継続に対する財政支援を拡充すること

○ 航空路線の維持に対する支援

- ・航空会社が行う感染防止のための取組みや事業継続に要する費用に対する財政支援を行うこと
- ・地方自治体が行う運航支援に対して財政支援を行うこと

3) 公共交通を維持確保するための事業者への支援

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための支援

- ・with コロナ社会において、感染拡大防止に配慮した運行に取り組む公共交通事業者に対し、引き続き必要な財政支援を行うこと

4) 文化芸術に対する支援の拡充

○ 文化芸術関係者への継続的な支援

- ・アーティスト及び表現活動を支える文化芸術関係者・文化施設がw i t h コロナ、ポスト・コロナにおいてもその活動を持続するための支援策に十分な財政措置を行うこと

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和4年度 神戸市

I - 1. 地方創生・地方分権のさらなる推進

»内閣府、総務省

1) 真の分権型社会の実現

○ 大幅な事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対して、事務・権限の移譲とあわせ、抜本的な税財源の移譲を実現すること
- ・地方分権改革提案募集制度を活用した義務付け・枠付けの見直しを推進すること

○ 「特別自治市」制度の法制化

- ・基礎自治体優先の原則の下、住民により良い行政サービスを提供するために二重行政を完全に解消し、公平な税財源配分に見直す「特別自治市」制度の法制化の早期実現を図ること

○ 地方の計画的な財政運営の推進

- ・地方自治体が標準的な行政サービスを安定的に提供できるよう、令和4年度以降も「地方一般財源総額実質同水準ルール」を維持し、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、一般財源総額を確実に確保すること
- ・公共施設等の適正管理を積極的に推進するため、令和3年度までの時限措置となっている公共施設等適正管理推進事業債の恒久化を行うこと

2) 東京一極集中是正の実効性をあげるための大都市への必要な支援

○ 地方拠点強化税制の支援措置の延長と支援内容の大幅な見直し

- ・地方拠点強化税制の期間を令和4年度以降も延長すること
- ・支援内容を大幅に見直し、東京圏からの本社機能の移転につながる実効性のあるものとする

I-2. 自治体情報システムの標準化・共通化

»内閣官房、総務省、厚生労働省

1) 自治体の実情を考慮した柔軟な対応

○ 事前の意見聴取と早期の情報提供

- ・情報システムの標準化・共通化の検討にあたっては、政令指定都市も含め広く自治体の意見聴取に努めること
- ・「(仮称) Gov-Cloud」仕様の早期確定、17 業務にかかる標準仕様作成のスケジュール遵守、進捗にあわせた地方自治体への情報・仕様などの早期・逐次提供に努めること

○ 十分な財政支援と対応能力を踏まえた柔軟な対応

- ・情報システムの標準化・共通化に必要な十分な財政支援を行うこと
- ・地方自治体の作業負担、全国の地方自治体による同時移行に伴うシステム事業者の対応能力を考慮した柔軟な対応を検討すること

○ 効率的な事務運用の実現に資する制度の見直し

- ・国と地方及び地方自治体間の共通基盤の構築など、合理的・効率的発想による統一的なシステムの構築、並びにデジタル・ガバメント実行計画の趣旨に沿った利便性の高い効率的な事務運用の実現に資する制度の見直しを行うこと

2) 税務システムの改修にかかる財政支援

○ 情報システムの標準化・共通化に先駆けた現行の税務システム改修にかかる財政支援

- ・情報システムの標準化・共通化に先駆けて、令和5年度課税分から予定されているQRコード等を活用した地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴う現行の税務システム改修にかかる経費について、地方自治体の負担が生じないよう十分な財政支援を行うこと

Ⅰ-3. マイナンバーカードの普及・利活用の推進

»内閣官房、総務省、厚生労働省

1) マイナンバー制度に関する財政支援及び柔軟な制度運用

○ マイナンバーカードの健康保険証利用促進に向けた支援

- ・令和3年10月からの本格運用の開始はもとより、医療機関等におけるオンライン資格確認用機器導入、自治体が行う初回登録手続きの支援に対して、財政支援を行うこと
- ・医療扶助や福祉医療などの公費負担医療制度等においても、オンラインによる資格確認ができるよう、必要な検討を行うこと

○ マイナンバーカード交付促進に関する支援

- ・電子証明書更新手続きのオンライン化や住民基本台帳ネットワーク端末操作の民間委託化を解禁すること

II - 1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»総務省、財務省、国土交通省

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・平成 30 年 12 月の着工より概ね 10 年での供用開始に向けて、十分な事業費の確保を行うこと

○ 事業実施における沿道地域や港湾活動等への配慮

- ・沿道地域の方々に対する丁寧な対応を行うこと
- ・海上部での航行の安全確保等をはじめとする港湾活動への配慮を行うこと

○ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出及び地域活性化に資する関連事業の実施

- ・海上長大橋を新たなランドマークとして、みなと神戸にふさわしく、神戸、さらには関西を代表する景観を創出すること
- ・本市が大阪湾岸道路西伸部を活用して実施する地域活性化事業と協調し、「震災資料保管庫の移転・常時公開」、「海上長大橋主塔登頂体験ツアー」等の関連事業を実施すること

○ 整備加速に向けた財政投融資の活用及び直轄高規格幹線道路並みの地方財政措置の導入

- ・大阪湾岸道路西伸部への財政投融資の活用を行うこと
- ・直轄負担金の起債に対し、直轄高規格幹線道路並みの交付税措置を行うこと

2) 神戸西バイパスの事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向けた事業費の確保を行うこと

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進

○ 国道 175 号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保

- ・暫定 2 車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと

○ 新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた支援

- ・ ミッシングリンクとなっている国道2号～港島トンネル間について、近畿地区幹線道路協議会の府県別会議でのテーマ設定など、国・県を含む関係機関との事業具体化に向けた議論を開始すること

○ 都市内幹線道路の整備に必要な財政支援の継続

- ・ 国道428号（箕谷北）等の道路改良事業や垂水妙法寺線等の街路事業を着実に推進するための継続的な財政支援を行うこと

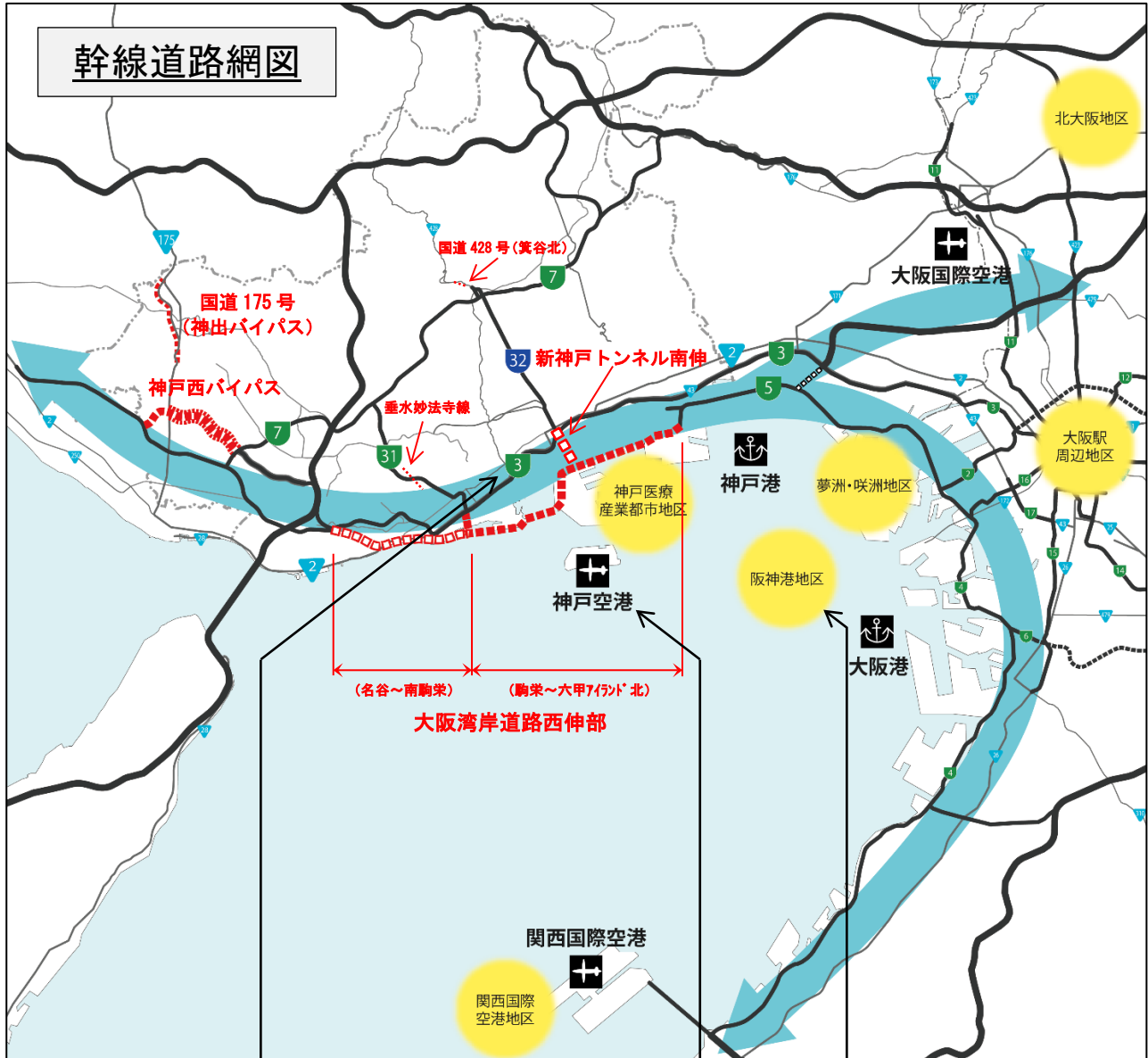
（参考）【都市内幹線道路の整備に必要な事業費】

実施事業	事業費 (国費)		
	令和3年度 (内示額)	令和4年度	5か年合計 (R3～R7)
道路事業	692 (381)	1,166 (641)	7,020 (3,861)
街路事業	1,311 (721)	1,778 (978)	8,247 (4,536)
合計	2,003 (1,102)	2,944 (1,619)	15,267 (8,397)

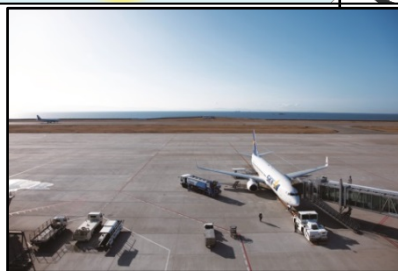
4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現

○ 幹線道路沿道の環境改善や都心迂回促進等に資する戦略的な料金の導入

- ・ 高速道路ネットワーク全体の有効活用を図るため、都心を通過する交通についても、ルートに関わらない同一料金の対象とするなど、高速道路を賢く使うための料金を実現すること
- ・ 一般道路で慢性的に発生している渋滞の解消等のため、さらなる高速道路の利用促進に必要な料金低減を図ること



阪神高速3号神戸線



神戸空港



国際コンテナ戦略港湾

凡例	
■ ■ ■	事業中
□ □ □	計画中・構想中
●	国際戦略総合特区

II - 2. 神戸港の機能強化

»経済産業省、国土交通省

1) コンテナターミナルの生産性向上及び交通円滑化に向けた取組みの推進

○ 高規格コンテナターミナルの早期整備

- ・コンテナターミナルの一体利用などによる生産性向上に向けた改良に関する重点的な事業費の確保を行うこと

○ ヒトを支援する A I ターミナルの実現に向けた取組みの推進

- ・民間事業者が実施する遠隔操作 R T G 及びその導入に必要となる施設の整備に関する事業費の確保を行うこと

○ 大阪湾岸道路西伸部の早期供用に向けた事業費の確保

- ・平成 30 年 12 月の着工より概ね 10 年での供用開始に向けて、十分な事業費の確保を行うこと

2) アジア広域集貨事業の促進及び「集貨」施策の展開

○ 基幹航路の多方面・多頻度化に向けた重点的な航路誘致施策の実施

- ・基幹航路の新規開設について、これまでの港費相当分の支援に加え、港域に至るまでの経費についても支援できるよう補助要件を緩和すること
- ・基幹航路の維持に向け、取扱量に応じた支援ができるよう補助要件を緩和すること

○ アジア⇄北米間貨物をはじめとしたトランシップ貨物の集貨支援

- ・トランシップ港として選定されるために、北米間貨物以外の神戸を拠点とするアジア域内等トランシップ貨物に対する支援に向けて補助要件を緩和すること

○ 西日本諸港が実施する釜山港等への海外フィーダー航路支援の廃止に向けた国の積極的な取組み

- ・戦略港湾へのさらなる集貨を進め、国際コンテナ戦略港湾施策がより一層加速するよう、西日本諸港に支援の廃止を働きかけること

3) カーボンニュートラルポート（CNP）の取組みやフェリー大型化に向けた支援制度の拡充

○ カーボンニュートラルポート形成に向けた支援

- ・神戸港カーボンニュートラルポート検討会の結果を踏まえ、係船時の陸電供給や荷役機械への燃料電池等の導入など、CNP形成に向けた財政支援を拡充すること

○ カーボンニュートラルを見据えた新造船・船舶設備改良への支援

- ・2050年のカーボンニュートラルや、CO₂排出削減目標達成を踏まえた新船建造や船舶設備改良に対する財政支援を拡充すること

○ モーダルシフトの推進をはじめ、ドライバー不足も見据えた内航フェリーの大型化や安全面に配慮した新船建造に対する支援

- ・モーダルシフトの担い手であるフェリーの大型化や、バリアフリー対応を推進するために必要な新船建造費用に対する財政支援を拡充すること

II - 3. 神戸空港の利便性向上

»内閣府、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

1) 神戸空港の国内航空需要拡大への支援

○ さらなる発着枠の拡大及び運用時間の延長

- ・「関西地域における一つの空港システム」において、神戸空港が関西全体の航空需要拡大、将来にわたる関西経済の発展に役割を果たしていくため、さらなる発着枠の拡大及び運用時間の延長を行うこと

2) プライベートジェットの受入推進に向けた取組み

○ プライベートジェットの受入推進のためC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の拡充及び諸手続きのさらなる緩和

- ・プライベートジェットの受入推進のため、C I Q体制の拡充による神戸空港の運用時間に合わせた受入時間の拡大及び国際定期便が就航している他空港と同等にフライトプラン届出期間の緩和を行うこと

（参考）【現在の神戸空港のプライベートジェットの受入状況】

〔受入時間〕 入国時：平日の8時30分～17時00分（土日祝不可）

 出国時：7時00分～23時00分

〔フライトプランの届出〕 入国時：入国日の14日前まで（※の場合、7日前まで）

 出国時：出国日の3日前まで（※の場合、24時間前まで）

※商用のため緊急やむを得ない事情がある場合

○ プライベートジェットの施設整備にかかる補助制度の創設

- ・民間事業者が実施するプライベートジェット専用ターミナル、エプロン、格納庫の整備に対する補助制度を創設すること

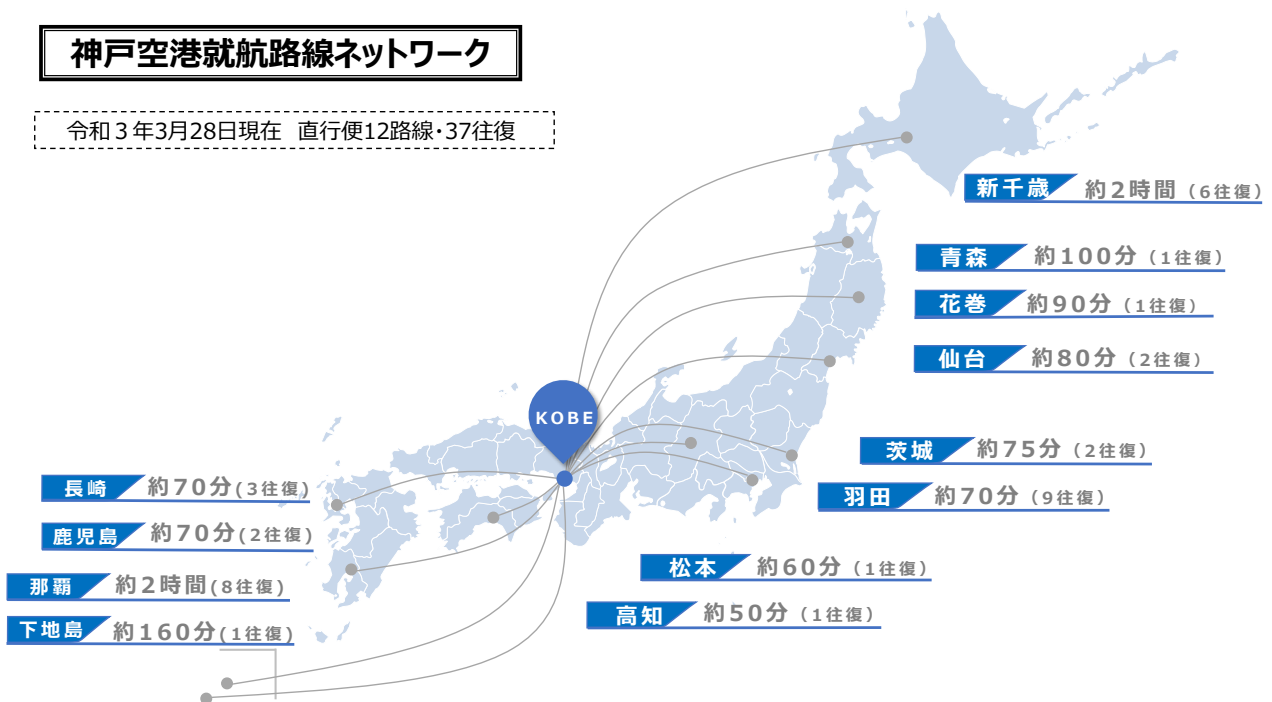
3) 神戸空港におけるカーボンニュートラル推進の取組みに向けた支援

○ カーボンニュートラルエアポート形成に向けた支援

- ・国において検討が進められている空港分野におけるCO₂削減の取組みについて、カーボンニュートラルエアポート形成に向けた財政支援制度を創設すること

神戸空港就航路線ネットワーク

令和3年3月28日現在 直行便12路線・37往復



Ⅲ-1. 都心・三宮再整備の推進

»内閣府、法務省、財務省、国土交通省

1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の促進

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費の確保を行うこと

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ
令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化
令和8年度頃 竣工・供用開始(予定)

○ 雲井通5・6丁目地区市街地再開発事業等の事業推進にかかる財政支援

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続くバスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争都市整備事業等による財政支援を行うこと

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 市街地再開発事業及び都市再生特別地区都市計画決定
令和4年度 工事着手（予定）
令和8年度頃 完成（予定）

○ 「えき≈まち空間」等の実現に向けた支援

- ・「えき≈まち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備へのまちなかウォークアブル推進事業による財政支援、並びに三宮クロススクエア実現に向けた国道2号の交差点改良による交通処理機能強化の取組みへの協力を行うこと
- ・「えき」と「えき」の乗換動線強化、及び「えき」から周辺の「まち」への回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備や、エリアマネジメント推進などに向けた都市構造再編集中支援事業等による財政支援を引き続き行うこと

○ さんちか再整備の事業推進にかかる財政支援

- ・「えき」と「えき」の乗換動線強化等都市機能強化のため「さんちか」を再整備するにあたり、官民が連携し、遅延なく事業を進めていくため、都市構造再編集中支援事業による財政支援を行うこと

(参考)【さんちか再整備】

令和3年3月	都市計画道路の決定
令和4年度	工事着手(予定)
令和5年度	完成(予定)

○ 市街地再開発事業の施行要件や区分所有者の合意要件の緩和

- ・耐火建築物の割合要件など、都市再開発法による市街地再開発事業の施行要件の緩和を行うこと
- ・区分所有者の合意割合など、区分所有法に基づく建替決議要件の緩和を行うこと

(参考)【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の1/3以下

【区分所有者の合意割合】

現行：区分所有者の4/5以上

○ 都市再生緊急整備地域の拡大に向けた支援

- ・令和4年度を目途とした、都市再生緊急整備地域の神戸三宮駅周辺・臨海地域から兵庫県庁周辺や中突堤周辺等の今後再整備を予定している地域への拡大に向けた支援を行うこと

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 神戸第2地方合同庁舎別館の早期解体による憩い空間の創出への協力

- ・旧居留地から海への眺望や、歩行者動線の連続性、賑わいや憩い空間創出のため、現在使用されていない神戸第2地方合同庁舎別館を早期解体すること

○ ウォーターフロント地区再開発に向けた国有地の柔軟な管理処分

- ・市が主体性を持って取り組むため、市が一定の埋立負担を有する国有地については、市への土地譲渡を前提とする柔軟な管理処分を行うこと
- ・民間投資を誘発するために買い受けた土地について、売却・賃貸等の多様な方式の採用を可能とする柔軟な対応を行うこと

○ 民間による水辺空間の有効利活用を促進するための規制緩和及び財政支援

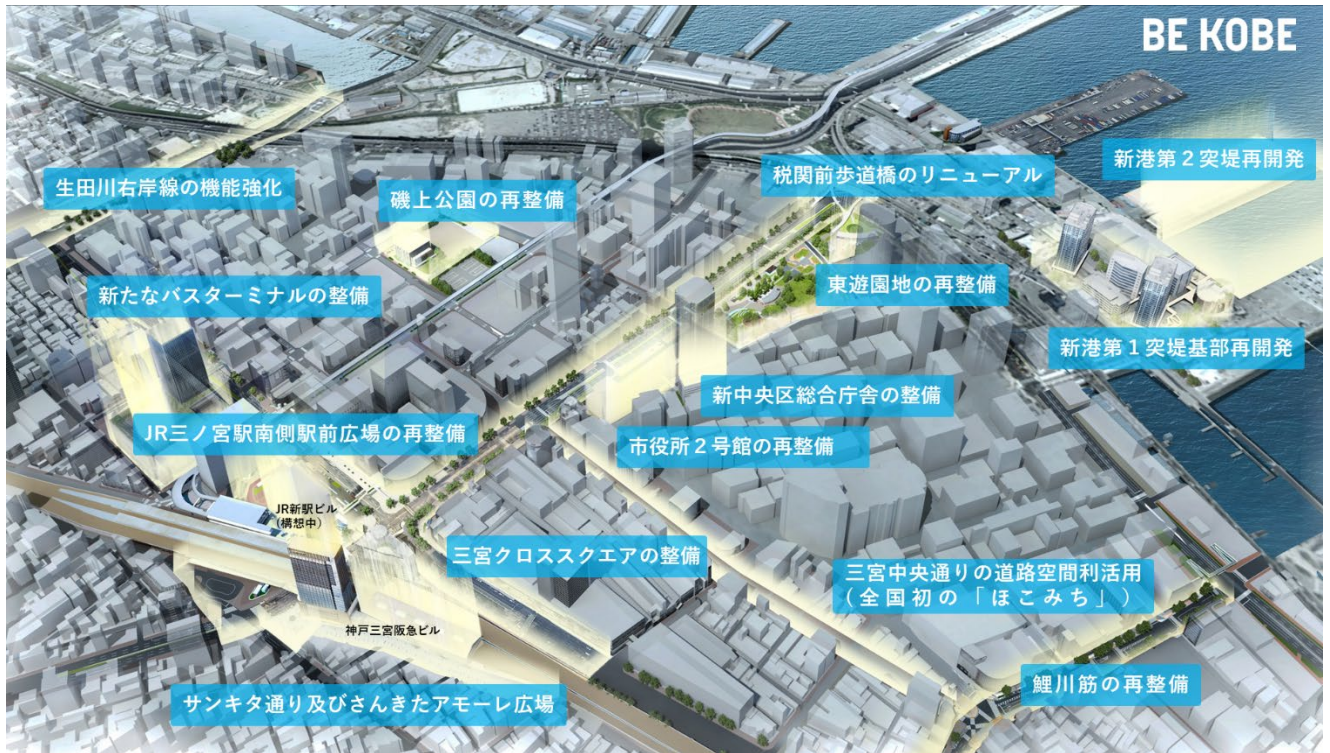
- ・行政財産の長期（10年超）貸付や占用許可制度を検討すること
- ・公共施設整備や景観整備及び市街地から水辺空間へのアクセス向上、水辺空間内の回遊性向上などを対象とする総合的な財政支援制度を創設すること

○ 民間投資誘発に向けた支援

- ・都市開発に対する民間投資意欲を誘発するため、旧民法のようにまちの賑わい・活性化に資する各種施設に対する補助など支援制度を創設すること
- ・非常事態を踏まえた民活補助率の特例に準じた措置を講じること

（参考）通常時：補助率5% 阪神淡路大震災時：補助率10%

(三宮周辺エリア図)



IV-1. 神戸医療産業都市の推進

»内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

1) 産学官連携による神戸未来医療構想の推進

○ 神戸発の医療機器創出や医工連携人材の育成に対する財政支援の継続

- ・医療機器開発による産業振興や医工連携人材の育成を、産学官が一体となって推進していくため、「地方大学・地域産業創生交付金事業」による継続的な財政支援を行うこと

(参考)【神戸未来医療構想】

- ・当初予算計画：令和元年度～5年度総事業費 14.5億円（うち国費9.3億円）
令和6年度～10年度 自走化
- ・実施体制：実施主体 … 神戸市
参画機関 … 神戸大学、メディカロイド、シスメックス、NTTドコモ等

2) スーパーコンピューティング研究拠点の形成と産業利用の推進

○ 「富岳」の産業利用拡大に重要な役割を担うFOCUSのさらなる利活用

- ・産業界に対するスパコン利用促進の活動実績のあるFOCUSのさらなる利活用及び「富岳」の一部計算資源を産業入門的に活用できる制度の構築を行うこと

3) ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・エコシステム構築の推進

○ シード期のスタートアップに対する助成制度の創設

- ・シード期において資金調達が困難な創薬（医薬品開発）分野のスタートアップの研究開発に対する助成制度を創設すること

(参考) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）における「シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援」の助成事業（助成額：最大7千万円以下）において創薬（医薬品開発）に係る開発が対象外となった

IV-2. 革新的な起業・創業の推進

»内閣府、経済産業省

1) 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に対する支援の充実

○ グローバル拠点都市に対する成長支援施策の着実な実施及び財政支援

- ・世界的なアクセラレーションプログラムやピッチコンテストの実施、世界への情報発信の強化、海外投資家の招致など、世界のスタートアップに選ばれる魅力的な拠点都市に成長していくために必要な支援施策を着実に実施すること
- ・グローバル拠点都市の自治体が、都市の実情に応じたスタートアップの育成支援や起業家、投資家の招致などのスタートアップ施策に活用できる財政支援を実施すること
- ・大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアムの各コンソーシアムのさらなる活性化のために必要な財政支援を行うこと

2) スタートアップへの投資を行う官民連携投資ファンドへの支援の充実

○ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの積極的な出資

- ・地域経済の活性化と域内産業の競争力の向上を図るため、飛躍的な成長が見込まれる域内スタートアップへの投資を行う官民連携ファンドに対して中小企業基盤整備機構が積極的に出資すること

V-1. 神戸観光の推進

»農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 須磨海岸エリアの整備促進によるにぎわい創出

- 須磨海浜水族園・海浜公園・須磨海岸の再整備にかかる財政支援の継続
 - ・須磨海岸エリア全体の魅力向上を目的に、歴史的・文化的景勝の地であり、周辺住民の憩いの場となっている海浜公園の再整備のため、Park-PFIによる特定公園施設の整備に対し、官民連携型にぎわい拠点創出事業による継続的な財政支援を行うこと
 - ・須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備と歩調を合わせた、須磨海岸の再整備、須磨ヨットハーバーとの回遊性向上を実現するための財政支援を拡充すること

2) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化

- 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する支援
 - ・市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実に図り、六甲山の活性化を進めるため、ソフト施策に限定されている観光振興事業費補助金をハード整備にも拡充するなど、財政支援を行うこと
- 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和
 - ・六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

（参考）【自然公園法施行規則】

第11条において、「建築物の高さ基準 13m以下」「建築面積 2,000 m²以下」「主要道路からの壁面後退距離 20m以上」と定められている

3) 地域経済の活性化に対する支援の充実（再掲）

○ 消費・需要喚起に向けた支援

- ・観光需要の回復状況を踏まえた上で、ホテル・旅館・土産物店等の観光関連事業者の事業継続のための新たな需要喚起策を行うこと
- ・休業・時短要請、外出自粛、消費低迷等により甚大な影響を受けている飲食店・物販店・サービス業等を支援するための消費喚起策を実施するとともに、地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象とした賑わいを回復するための支援などの十分な財政措置を行うこと

V-2. 芸術・文化・スポーツの振興

»法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1) 大規模スポーツ施設整備の推進

○ 大規模スポーツ施設の整備にかかる財政支援

- ・神戸・関西におけるスポーツ競技の発展に向けて、日本水泳連盟公認基準 AA を満たし、トップレベルのアイススケーターを育成できる先進的な施設に変貌するポートアイランドスポーツセンターの再整備への財政支援を拡充すること

2) 神戸 2022 世界パラ陸上競技選手権大会開催に向けた支援

○ 国内初となる大会の成功に向けた財政支援・機運醸成支援

- ・国際大会の運営水準の高まり等に伴い開催経費が増大することから、スポーツ振興くじ助成金の助成率及び助成上限額の大幅な引上げや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に準じた新型コロナウイルスの感染防止対策を講じる必要が生じた場合の必要経費の交付など、財政支援を拡充すること

○ 大会参加者の出入国及び国内移動に関する支援

- ・約 100 か国・地域に及ぶ大会参加選手をはじめとする関係者の日本入国にあたり、迅速な査証発給及び査証発給手数料の免除、専用レーンの設置、各種感染症対策の実施など円滑に出入国が行われるよう支援を行うこと
- ・約 2,500 人の大会関係者を搬送するため、貸切バスの臨時営業区域設定の特例措置を延長するとともに、現行の臨時営業区域内ではリフト付きバス及び低床バスの台数が限られることから、臨時営業が可能な区域を拡大すること

3) 文化芸術に対する支援の拡充（再掲）

○ 文化芸術関係者への継続的な支援

- ・アーティスト及び表現活動を支える文化芸術関係者・文化施設が with コロナ、ポスト・コロナにおいてもその活動を持続するための支援策に十分な財政措置を行うこと

VI-1. 空家空地対策の推進

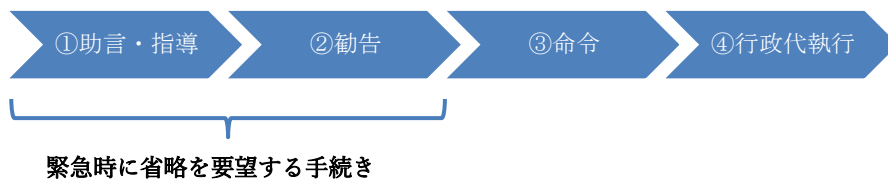
»国土交通省

1) 空家空地対策への支援制度の拡充

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正

- ・台風等の災害により著しい危険が切迫している場合について、命令に至る手続きを簡略化する規定を創設すること

(参考)【特定空家等に対する措置の流れ(空家特措法第14条)】



2) 空家空地の活用促進

○ 空家空地活用促進のための支援制度の拡充

- ・活用の担い手となる地域団体の経済的負担を軽減するとともに、「空き家対策総合支援事業」における空き家期間の要件を「社会資本整備総合交付金事業」に統一すること
- ・寄付受けした後の土地の管理経費負担を軽減する財政支援制度を創設すること

(参考)【補助対象となる空き家期間の要件】

- ・空き家再生等推進事業
「現に使用されておらず、かつ今後も従来の用途に供される見込みがない空き家」(交付金事業)
- ・空き家対策総合支援事業
「空き家法第2条第1項に規定される空き家等(建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態※であるもの及びその敷地をいう)」
※概ね1年間(補助事業)

VI-2. グリーン社会の実現

»経済産業省、国土交通省、環境省

1) 水素エネルギーの利活用促進

- 積極的な水素エネルギー利用者の負担軽減を推進する財政支援の拡充
 - ・将来の水素需要拡大につながる、積極的な水素エネルギー利用者を創出するため、水素エネルギー利用で生じる負担を大幅に軽減する制度の創設を行うこと
- 水素発電システムの効率向上のための技術開発・実証事業に対する財政支援の拡充、並びに事業化に取り組む事業者に対する財政支援の拡充
 - ・水素発電による電力・熱供給システムのさらなる効率向上のための技術開発への財政支援を継続するとともに、水素発電システムの事業化に取り組もうとする事業者への財政支援の拡充を行うこと

(参考)【ドライ低 NOx 水素専焼ガスタービン技術開発・実証事業】

概 要：ガスタービン発電での水素専焼技術の開発及び低運用コストのエネルギーシステム技術の開発

実施主体：川崎重工業(株)、(株)大林組

事業期間：令和元～2年度

目 標：発電効率（26%→27%）及び環境性能の向上（NOx 排出量の低減）

- 燃料電池自動車などの燃料電池を搭載するモビリティ、水素ステーション及び家庭用燃料電池（エネファーム）に対する財政支援
 - ・乗用車両とともに、業務用車両（バス、タクシー、フォークリフト）などの燃料電池を搭載するモビリティ、水素ステーション及び家庭用燃料電池（エネファーム）に対する継続的な財政支援を行うこと

(参考)【普及状況】

	全国	神戸市
燃料電池自動車	3,758 台(R2.3 時点)	27 台(R2.3 時点)
次世代自動車補助金	117～200 万円/台を補助	28.8～50.5 万円/台を助成
商用水素ステーション	162 箇所(開所 137 箇所)(R3.2 時点)	H29.4 に営業開始(兵庫区)
再エネ水素ステーション	20 箇所	H28.7 に稼働(こうべ環境未来館)
エネファーム	累計約 38 万台(R2.12 時点) ※目標台数 530 万台	累計 9,558 台(R2.3 時点)

2) 水素エネルギー供給体制の確立

○ 液化水素の長距離海上輸送技術及び荷役技術にかかる実証に対する財政支援の継続

- ・ 将来の大規模な水素エネルギー供給体制の確立に不可欠な技術開発に取り組む事業者に対し、継続的な財政支援を行うこと

(参考)【未利用エネルギー由来サプライチェーン構築実証事業】

概要：世界初の液化水素長距離輸送技術及び荷役技術の開発

実施主体：技術研究組合 CO₂フリー水素サプライチェーン推進機構 HySTRA (ハイストラ)

(川崎重工業(株)、岩谷産業(株)、シェルジャパン(株)、電源開発(株)、丸紅(株)、ENEOS(株)、川崎汽船(株))

事業期間：平成 27～令和 4 年度

3) 水素エネルギー産業の振興

○ 水素関連製品の研究・開発・実証・販路開拓に対する財政支援の拡充

- ・ 脱炭素化に向けた国際競争に打ち勝つため、水素関連製品・部品・素材・ソフトウェア等の研究・開発・実証・社会実装に向けた産学官連携の取組みへの支援を強化すること
- ・ 中小企業の水素エネルギー産業への参入を促進するため、水素関連の情報提供、機会創出、技術力向上、人材育成、販路開拓に向けた財政支援を行うこと

○ 国際競争力のある製品を開発し、商品化を加速するため、技術の標準化や評価技術の確立に向けた支援

- ・ 水素のコスト低減に重要となる「液化水素」の分野において、国際競争力のある製品を開発し、商品化を加速するために必要となる技術の標準化や評価技術の確立を支援すること

4) 市民・事業者向け普及啓発の強化

○ 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた普及啓発への支援

- ・ 市民・事業者・行政が一丸となって地域における CO₂ 排出削減を強力に推し進めていくため、再生可能エネルギーや水素エネルギー、新たな CO₂ 吸収源対策であるブルーカーボンなどへの理解促進・普及拡大に向けた財政支援を行うこと

5) 災害対応にも寄与する電動車の普及及び活用

- 充電インフラ整備にかかる財政支援の拡充
 - ・電気自動車の普及に向けて、充電インフラ整備にかかる補助率の引上げや商業施設における新規設置への対象拡大など、財政支援を拡充すること
- 電動車による災害時の給電活動を円滑に進めるための環境整備（受電設備改修等）にかかる財政支援の拡充
 - ・停電時の備えとして、避難所となる施設などの受電設備を簡易改修し、電動車の給電機能から給電する神戸モデルの普及に向け、「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業」の補助対象を施設改修にも拡充すること

VI-3. 多文化共生の推進

»法務省、文部科学省、厚生労働省

1) 外国人市民に対する日本語教育の充実

- 一定の日本語能力を習得できる全国的な仕組みの構築及び地域における日本語教育の取組みに対する財政支援の拡充
 - ・ 来日初期の外国人を対象とした日本語学習機会の提供など、在住外国人が地域で自立・共生するために必要となる最低限の日本語を習得できる全国共通の持続的な仕組みづくりに主体的に取り組むこと
 - ・ 在住外国人の日本語能力向上に向けて、地域においても継続的に日本語学習の機会を提供・拡充するため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の交付スキームの見直し、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充・継続すること
 - ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により確立した日本語学習体制の地域での定着化・持続化を図るための新たな支援スキームを創設すること
- 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業に対する財政支援
 - ・ 年々増加する帰国・外国人児童生徒に対する生活適応支援及び日本語能力に応じた学習支援を行うため、母語が分かる支援員や日本語指導員の派遣実施に対する継続的な財政支援を行うこと

(参考) 【過去3ヶ年分の申請額及び決定額・令和3年度交付申請額】

年度	交付申請額(A)	交付決定額(B)	(B) - (A)
平成30年度	16,181,000円	4,200,000円	△11,981,000円
令和元年度	6,757,680円	6,757,000円	△680円
令和2年度	33,228,000円	29,520,000円	△3,708,000円
令和3年度	36,147,000円	—	—

2) 外国人の受入環境整備の促進

- 安定的かつ地域の実情に応じたワンストップ型の相談窓口の運営にかかる財政支援の拡充
 - ・ 相談窓口運営や通訳支援などの安定的運営に向けて「外国人受入環境整備交付金事業」の補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充・継続すること

3) 外国人留学生の結核・感染症対策

○ 日本語教育機関に対する結核定期健康診断の義務化及び精密検査の費用助成

- ・結核高まん延国出身の留学生が増加している日本語教育機関において、結核感染拡大予防のため、年に1回の胸部X線検査の受診義務化を法制化すること
- ・発見の遅れによる感染拡大を防止するため、精密検査（CT・気管支鏡等）費用に対する財政支援を拡充すること

（参考）【政令指定都市における結核罹患率】

都市名	大阪市	堺市	名古屋市	神戸市
罹患率	25.6%	18.6%	18.1%	17.2%

VII-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»総務省、文部科学省、国土交通省

1) 防災・減災、国土強靱化の推進

○ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対する財政支援の継続

- ・ 防災・減災、国土強靱化に資する事業を着実に推進するための継続的な財政支援を行うこと

(参考) 【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 (期間：令和3年度～令和7年度)】

実施事業		対策箇所 ※ ¹	事業費 (国費) (単位：百万円)			
			令和2年度補正 (内示額)	令和3年度 (内示額)※ ²	令和4年度	5か年合計 (R2補正含む)
河川	都市基盤 河川改修事業	妙法寺川	24 (8)	111 (37)	63 (21)	297 (99)
下水道	浸水対策	神戸駅周辺地区浸水対策 既設圧力雨水幹線の構造強化 魚崎ポンプ場改築更新事業 等	302 (151)	2,705 (1,071)	4,307 (1,822)	18,780 (7,864)
	地震対策	管きよの耐震化 西部処理場北系事業 等	1,590 (670)	4,948 (1,549)	5,404 (1,372)	32,567 (10,193)
	老朽化対策 (雨水対策関係)	雨水幹線調査 雨水ポンプ場の設備更新 等	17 (9)	115 (27)	362 (156)	1,018 (379)
道路	土砂災害対策 道路整備補助	神戸明石線ほか 19 路線	0 (0)	337 (185)	107 (59)	1,110 (611)
	道路メンテナンス 事業補助	第三平野橋ほか 237 箇所	1,498 (803)	2,016 (1,109)	1,925 (1,059)	11,439 (6,271)
	無電柱化推進計画 支援補助	長田楠日尾線(楠町)ほか 20 箇所	0 (0)	780 (429)	1,616 (888)	7,331 (4,032)
公園	長寿命化対策 支援事業	神戸総合運動公園ほか 79 公園	652 (326)	0 (0)	620 (310)	3,424 (1,712)
学校園	学校施設の改修	小学校、中学校 等	5,095 (1,698)	925 (308)	4,768 (1,565)	27,980 (9,157)

※¹河川、道路、公園については、5か年の対策箇所

※²令和3年度については、上記実施事業の内示額を記載(加速化対策における内示額ではない)

○ 道路メンテナンス事業補助制度の拡充

- ・新交通システム（ポートアイランド線、六甲アイランド線）のインフラ部である駅舎やエレベーター等の設備についても、個別施設計画に基づき着実に修繕や更新が実施できるよう、「道路メンテナンス事業補助制度」を拡充すること

（参考）【駅舎等の修繕・更新にかかる事業費】

実施事業	(5 か年) 箇所数	事業費 (国費) (単位：百万円)		
		令和3年度 (要望額)	令和4年度	5 か年合計 (R3~R7)
道路メンテナンス事業補助	11	87 (0)	150 (83)	750 (332)
合計	11	87 (0)	150 (83)	750 (332)

○ 防災・減災、国土強靱化対策にかかる地方債制度の拡充

- ・毎年のように発生する大規模な自然災害に対し、風水害や地震対策を念頭に置いた防災基盤の整備を進める必要があることから、時限措置である緊急防災・減災対策債等の制度内容を踏まえた防災対策事業債の対象及び充当率並びに交付税措置率を拡充すること

○ 消防救急デジタル無線の機器更新にかかる財政支援の拡充

- ・安定した消防行政の確保のため、消防救急デジタル無線機器の更新費用に対する財政支援を拡充すること

2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進

○ 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策への支援

- ・防潮胸壁の改修費や浸水防止対策費、不要となっている陸閘の胸壁化等に対する財政支援を拡充すること

○ ポンプ場の大規模更新を着実に進めるための支援

- ・ポンプ場の排水能力を確保するために必要な原動機・減速機・発電機、その他周辺設備の更新に対する財政支援を拡充すること

3) 土砂災害・水害対策にかかる事業費の確保及び財政支援の充実

○ 直轄砂防事業の着実な推進

- ・近年頻発する土砂災害に備えて、砂防施設整備や六甲山系グリーンベルト整備など、直轄砂防事業をより一層推進すること

(参考)【直轄砂防事業】

事業費：令和元年度当初	43.9 億円・33 箇所（うちグリーンベルト：13.9 億円・10 カ所）
補正	12.0 億円・5 箇所
令和2年度当初	41.9 億円・30 箇所（うちグリーンベルト：12.6 億円・10 カ所）
補正	14.7 億円・9 箇所
令和3年度当初	32.7 億円・25 箇所（うちグリーンベルト：8.9 億円・10 カ所）

○ 土砂災害特別警戒区域における移転支援事業の制度拡充

- ・土砂災害特別警戒区域内住宅の移転促進のため、除却費等の助成拡充など「移転助成制度」を拡充するとともに、移転跡地の公的管理に対する財政支援制度を創設すること
- ・防災とまちづくりが一体となった課題解決を進めるため、空家・空地施策、防災集団移転事業など、より幅広く複合的な支援を行えるよう各種制度の横断的な連携を図ること

○ 河川治水対策の推進にかかる財政支援の継続

- ・都市基盤河川改修事業を着実に進めるため、妙法寺川等の改修事業について、十分な財政支援を継続的に行うこと

(参考)【都市基盤河川事業】

実施河川：事業中 3 河川（妙法寺川、伊川、櫛谷川）
事業予定 1 河川（友清川）

4) 災害時における道路ネットワークの機能強化

○ 災害時の交通マネジメントによる有料道路への弾力的な料金の導入

- ・被災した一般道路が復旧するまでの間、規制等により渋滞している区間と並行する高速道路の代替え区間のみ利用する車に限り、通行料金を低減する制度を導入すること

5) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進

○ 直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進

- ・地域の道路、鉄道などの重要路線の安全を確保するため、直轄海岸保全施設整備事業の早期整備を行うこと

（参考）【直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）】

事業期間：昭和36年度～令和5年度

事業費：令和3年度 439百万円

整備内容：【塩屋東地区】 護岸工 L=約660m（海浜侵食と台風等の越波対策）

【狩口地区】 護岸工 L=約130m（護岸未整備箇所の整備）

6) 下水道施設の強靱化に必要な財政支援の継続

○ 下水道の浸水対策にかかる財政支援の継続

- ・神戸駅周辺地区におけるポンプ場・雨水幹線の整備や既設雨水圧力幹線の構造強化、魚崎ポンプ場の改築更新事業等、浸水対策を推進するために必要な財政支援を引き続き行うこと

○ 下水道施設の地震対策にかかる財政支援

- ・災害時における下水道の機能確保のため、処理場の耐震性向上や管渠の耐震化などの地震対策に必要な財政支援を引き続き行うこと

VIII-1. 子育て環境の充実

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 持続可能なこども医療費制度の確立

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設

- ・学齢期以降の子どもに対する医療費助成制度がなく、自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考)【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～中3：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減

○ 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額の引下げ

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと

(参考)【本市における令和3年度の対国基準徴収率】65.4%（所要額：約17億7千万円）

○ 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃

- ・年収約360万円以上の世帯についても多子計算にかかる年齢制限を撤廃し全ての世帯で扶養順による第2子半額、第3子以降無償化を実現すること

(参考)【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援

○ 保育士等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、保育士等のさらなる処遇改善を行うこと
- ・施設型給付費等にかかる処遇改善等加算Ⅱの研修受講条件の必須化について、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、開始時期の延期や研修方法の多様化等の緩和策を検討すること
- ・「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象に認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有する保育教諭及び幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を追加すること

4) 教育・保育施設等の耐震・老朽改修及び整備のための財政支援

○ 保育所等整備交付金等における補助率のさらなる拡充

- ・「新子育て安心プラン」に参加する市町村であること等の要件を満たす場合の国庫補助金の補助率の嵩上げを、耐震・老朽改修について拡充するとともに、定員の増加を伴う整備（創設、増築、増改築）を行う場合については維持すること

5) 予防接種にかかる保護者負担の軽減

○ おたふくかぜワクチンの早期の定期予防接種化

- ・未だ定期接種化されていないおたふくかぜワクチンについて、有効性や安全性、費用対効果等といった技術的課題の整理を進め、早期の定期接種化を実現すること

（参考）【本市の助成制度】

- ・令和元年度

平成31年4月以降の出生児が3歳になるまでの間の、ロタウイルスまたはおたふくかぜワクチンの接種に対し、2回まで助成（上限2,000円/回）する制度を創設

- ・令和2年10月

ロタウイルスワクチンが定期接種化されたことに伴い、接種日現在で1歳以上3歳未満を対象としたおたふくかぜワクチンの接種に対し、1回2,000円を助成する制度に変更

【助成実績】

- ・令和2年度（10～3月） 6,104人

VIII-2. 教育環境の充実

»文部科学省

1) 教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保

○ 教職員定数の計画的な改善

- ・小学校全学年における35人学級編制が円滑に実施できるよう必要な定数措置を講じるとともに、習熟度別指導など、個別の状況に合わせた学習指導が可能となるよう加配教員を増員すること
- ・きめ細かな指導体制を構築するため、中学校等の学級編制基準の引下げも含め、さらなる少人数学級編制の実現を含む教職員定数計画を策定・実施すること
- ・教科担任制の導入により期待される授業の質の向上や教員の負担軽減等の効果が最大限に発揮されるよう、教科指導の専門性を有する教員の配置を拡充するための定数措置を講じること
- ・主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配教員を増員すること
- ・小中学校全校に生徒指導専門教員を配置すること
- ・栄養教諭の配置基準を緩和すること

(参考)【本市における教員の配置状況(令和3年度)】

(主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配教員)

	主幹教諭配置校数 〔A〕	加配配置校数 〔B〕	配置割合 〔B〕÷〔A〕
小学校	154校	41校	26.6%
中学校	83校	32校	38.6%

(生徒指導担当教員等)

	学校数 〔C〕	加配配置校数 〔D〕	配置割合 〔D〕÷〔C〕
小学校	164校	15校	9.1%
中学校	85校	66校	77.6%

(栄養教諭)

	給食実施校数〔E〕 (うち単独調理実施校)	栄養教諭配置校数 〔F〕	配置割合〔F〕÷〔E〕 (うち単独調理実施校における割合)
小学校	163校(140校)	70校	42.9%(50.0%)

※校数には分校を含む

※小学校数には義務教育学校前期課程を、中学校数には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む

2) 特別支援教育の推進

- 小中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
 - ・ 学校内における特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターが業務に専念できる体制を構築できるよう、専任職員として配置すること
- 特別支援学級にかかる学級編制基準の引下げ
 - ・ 特別支援学級において、個別の状況に応じたきめ細かな指導を実現するため、学級編制基準を引き下げること

3) 学校施設整備事業の推進

- 学校施設的环境改善にかかる財政支援の拡充
 - ・ 学校施設の安全性確保や防災機能強化、少人数学級編成への対応のため、学校施設環境改善交付金事業にかかる継続的な財政支援、補助単価の引上げ及び補助要件の緩和を行うこと

(参考)【昨今の採択状況】

年度	神戸市		うち国庫補助対象事業	
	事業費	事業内容	事業費 (国費)	事業内容
令和2年度	103.5億円	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)、その他学校施設改修	51.3億円 (15.1億円)	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)
令和3年度	103.1億円	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)、その他学校施設改修	58.7億円 (19.6億円)	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)

- 全員喫食制の中学校給食実施にかかる財政支援の拡充
 - ・ 全員喫食制の中学校給食実施に伴い必要となる給食施設の整備にかかる財政措置の拡充を行うこと
- 学校給食費の公会計化にかかる財政支援の拡充
 - ・ 学校給食費の公会計化に伴うシステム構築及び運用にかかる費用について必要な財政措置を講じること

4) GIGA スクール構想の推進

○ GIGA スクール構想のさらなる推進のための財政支援の拡充

- ・機器・ネットワークの保守・維持管理やソフトウェアライセンス、将来の機器更新等にかかる費用に対する財政支援を行うこと
- ・児童生徒が使用するデジタル教科書について、無償で提供すること
- ・高等学校における端末整備にかかる財政支援の拡充を行うこと
- ・高速・大容量化した学校園の校内ネットワークに対応したインターネット環境を確保するため、SINET（学術情報ネットワーク）の初等中等教育への早期解放を実現すること

（参考）

○保守管理費用

- ・本市では端末を5年間のリース契約で整備している
- ・国補助（40,909円/台、税抜き）を除く故障・破損時の5年間保証、故障端末の学校園への回収作業等の保守管理費用
R3 予算 1,608百万円（R3.3～R8.3まで60か月）
- ・サートラス（授業目的公衆送信補償金制度）費用
R3 予算 21百万円
- ・教員用デジタル教科書の導入費用
R3 予算 75百万円

○SINET（学術情報ネットワーク）

- ・全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所（NII）が構築、運用している情報通信ネットワーク
- ・初等中等教育へ解放されることで、学校外との通信が円滑に行えるなどの効果が見込まれる

IX-1. 高齢者・障害者施策等の推進

»厚生労働省

1) 認知症対策の充実

○ 早期診断のための認知機能検診にかかる財政支援

- ・本市が実施している認知症診断助成制度を継続的に運用できるよう、第1段階の認知機能検診について、介護保険の地域支援事業もしくは新たな補助メニューの創設による財政支援を行うこと

(参考)【神戸市認知症診断助成制度(平成31年1月28日開始)の概要】

第1段階:認知機能検診	対象 : 65歳以上になる市民 内容 : 認知症の疑いが「ある」か「ない」かの検診
第2段階:認知機能精密検査	対象 : 第1段階で認知症の疑いが「ある」とされた方 内容 : 認知症かどうか、軽度認知障害を含めた病名の診断を行う ※医療保険適用。自己負担分について市から助成
財源	市民税均等割の上乗せ(事故救済制度と併せて400円/年)

○ 事故救済制度の創設及び認知症予防施策の充実

- ・本市独自で取り組んでいる事故救済制度について、継続的に運用できるよう、全国的な制度の創設及び財政支援を行うこと
- ・認知症予防について、必要なメニューを明確化した上で地域支援事業でのサービスの創設及び財政支援を行うこと

2) 福祉人材確保の推進

○ 福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定

- ・介護・障害福祉サービスに従事する福祉人材と他産業との給与格差を是正するため、事業所の人材確保や離職防止に資する報酬設定を行うこと
- ・福祉人材の育成・定着の取組みの強化と自治体へのさらなる財政支援を行うこと

3) 総合的な権利擁護体制の構築

○ 成年後見制度利用促進のための財政支援の拡充

- ・ 成年後見利用支援事業において弁護士費用等を補助の対象に含めるよう拡充を行うとともに、相談支援の中核機関の設置に対する補助制度を創設すること
- ・ 認知機能低下後、成年後見人等が決定するまでの間に必要となる金融取引について、金融機関と地方公共団体との連携方法を検討すること

(参考)【成年後見制度利用支援事業の概要】

対象の申立	市町村長が申立てを行った場合
対象経費	登記印紙代・精神鑑定料等の申立費用、後見人等への報酬
補助割合	国：地方＝1：1

【市町村における相談支援の中核機関の設置について】

根拠	成年後見制度利用促進基本計画
市町村の役割	①地域連携ネットワークの設立及び運営のため中核機関の設置、 ②市町村の利用促進計画策定、③審議会の設置
財政措置	交付税措置

○ 日常生活自立支援事業の制度強化

- ・ 福祉サービスの利用手続や金銭管理を援助する日常生活自立支援事業について、財政支援を拡充するとともに、金融機関に対して手続きの統一化の要請を行うなど、より簡素で迅速な支援制度を構築すること

IX-2. 生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策の推進

»法務省、厚生労働省

1) 生活保護業務の負担軽減

- ケースワーカーの負担軽減を図るための制度改正と財政支援の拡充
 - ・年金機構との円滑なデータ授受等のICT化推進に資する制度改善を行うとともに、システム改修や業務の外部委託化に対する必要な財政支援を行うこと
- 自治体における資産調査権限の強化と財政支援の拡充
 - ・資産調査の停滞を防ぐため、民間金融機関に対する十分な制度周知と回答義務対象項目の拡大及び調査手数料に対する財政支援等、制度の再構築を図ること

2) 医療扶助の抜本的な見直し

- 医療費の一部自己負担の導入など医療扶助適正化の推進
 - ・自治体財政を大きく圧迫している医療扶助費について、生活保護世帯の医療保険加入や医療費の一部自己負担の導入、マイナンバーカードの活用による医療券や医療要否意見書の廃止など抜本的な見直しを図ること

3) 生活困窮者自立支援制度の充実

- 自立相談支援事業における国庫負担上限設定の撤廃
 - ・人口区分による国庫負担上限額の撤廃や総事業費に対する補助率の設定など、十分な財政支援を行うこと

(参考)【自立相談支援事業の概要】

補助基本額	人口150~160万人未満：160,000千円 ※令和3年度は1.2倍の経過措置あり 160,000千円→192,000千円
補助割合	国：地方＝3：1
参考	本市の令和3年度総事業費：251,089千円（ $\times 3/4 = 188,316$ 千円）

○ 学習支援事業の必須事業化

- ・学習支援事業を自治体が発行する必須事業に位置づけ、補助率の嵩上げや交通費などへの補助対象の拡大など、財政支援を拡充すること

(参考)【学習支援事業の概要】

制度上の位置づけ	<u>生活困窮者自立支援法上の任意事業</u>
補助割合	国：地方 = 1 : 1

IX-3. 新たな社会福祉施策の展開

»内閣府、法務省、厚生労働省

1) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築

○ 遺留金の帰属先を地方自治体へと変更

- ・遺留金の帰属先を国から地方自治体へ変更するとともに、自治体が保管する遺留金について、自治体の裁量による活用を認める旨の法改正を行うこと

(参考)【神戸市遺留金取扱条例(平成30年4月1日施行)の概要】

目的	遺留金の適正な取扱いに関し必要な事項を定める
遺留金の保管	遺留金は、地方自治法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金として保管するものとする。

2) 孤独・孤立に対する支援

○ ヤングケアラー等の支援に対する新たな財政支援

- ・家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている児童や若者に対する地方自治体の支援の取組みについて、新たな財政支援を行うこと

○ 子どもの居場所づくり事業等に対する財政支援の拡充

- ・共働きやひとり親家庭等で夜遅くまで一人で過ごすなど課題を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり事業等を推進するため、こども食堂や学習支援の実施団体への支援、コーディネーターの配置に要する費用等にかかる補助基準額の引上げを行うなど、財政支援を拡充すること

(参考)【地域子供の未来応援交付金(子供等支援事業)】(国制度)

- ・対象事業：①子供たちと「支援」を結びつける事業
(コーディネーター事業、アウトリーチ事業、子供の居場所づくり 等)
- ②連携体制の整備
- ③研修の実施
- ・補助率：1/2 (上限15,000千円(①、②)、上限3,000千円(③))

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和4年度 神戸市

1. まちの活力の創出

»内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

○ 地方鉄道施設の維持充実に図るための事業費の確保

- ・鉄道施設の安全確保と地方鉄道路線の経営の安定化を図るため、鉄道軌道の施設の維持・更新に関して、資金力等に一定の限界があり、老朽化の対策を講じることが困難な中小鉄道事業者等に対し、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の事業費を確保すること

○ 地域コミュニティ交通の推進のための補助要件の緩和

- ・地域の実情にあわせた適切な輸送サービスの提供を継続するため、ダウンサイジングを前提とした地域旅客運送サービス継続事業に位置付けた系統を、国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業等）の対象路線とすること

2) 道路整備の推進

○ 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備のための財政支援の継続

- ・踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連道路整備のための計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

○ 都心内道路の再整備にかかる財政支援

- ・都市の魅力向上に向けて、税関前歩道橋のリニューアルや生田川右岸線の機能強化などの道路空間再整備を進めるため、継続的な財政支援を行うこと

3) 公園整備等の推進

○ 都市公園リノベーション及び都市緑化推進のための十分な財政支援

- ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要な財政支援を行うこと
- ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要な財政支援を行うこと
- ・都市の魅力を高め、利用者のニーズに対応した大規模公園のリノベーションに必要な財政支援を行うこと
- ・神戸のシンボルとなる公園として東遊園地の再整備を進めるため、必要となる財政支援を行うこと

○ 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進

- ・国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう整備を推進すること

4) 市街地整備の推進

○ 密集市街地における住環境整備費等の財政支援の継続及び補助制度の拡充

- ・老朽建築物除却にかかる補助要件を緩和すること（不良住宅等以外の建築物についても補助率を1/3→2/5）

○ 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業にかかる財政支援の継続

- ・駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の旧兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業の計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

5) 地域価値の維持に資する歴史的建築物等の保全・転活用の推進

- 都市再生推進法人への土地等の譲渡にかかる租税特例措置の補助要件の緩和
 - ・対象土地を低未利用土地に加え地域価値の維持に資する歴史的建築物等の土地にも拡充すること
 - ・譲受人である都市再生推進法人の要件を公共性及び公益性が担保できることを条件に、株式会社等にも適用できるよう拡充すること

6) 住宅政策の推進

- 市営住宅マネジメント計画に基づく市営住宅の再編・改修等にかかる財政支援の継続
 - ・市営住宅マネジメント計画に基づく改修・更新時期を迎える大量の市営住宅の再編（廃止・建替え）・改修事業、及び大規模市営住宅におけるまちづくりの観点を踏まえた居住機能再生事業について財政支援を行うこと
- すまいに関する相談・情報提供事業の交付金における取扱いの緩和
 - ・住情報施策をはじめとした基礎的な住宅施策については、基幹事業の事業量に左右されない安定的な運営が必要なことから、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置付けること、または、提案・効果促進事業の合計事業費の比率の上限を緩和すること
- 中古住宅の取得時にかかる税制支援制度の充実
 - ・増加する空き家対策として既存ストックを有効活用するため、中古住宅の取得時に、新築住宅取得時以上の税制面の優遇措置を講ずること
- 新たな住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助要件の緩和
 - ・家賃低廉化補助を受けることができる住宅確保要配慮者専用住宅として登録する際の、賃貸借契約における礼金、更新料等を受領禁止とする要件を除外すること
 - ・補助申請者は入居者ではなく賃貸人であり、実質的な経済支援を受けない賃貸人の事務負担が大きいことが、登録数が伸びない要因の一つとなっていることから、補助申請にかかる賃貸人の事務負担軽減のため、補助申請者に入居者を追加すること

7) 雇用対策のさらなる推進

- 障害者の超短時間雇用及び在宅就労の推進に向けた制度の拡充
 - ・週 20 時間未満の超短時間労働者も雇用率制度の対象に含めるとともに、障害者の在宅就労を推進するため、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対する支援制度の要件緩和や新たな仕組みづくりを行うこと

8) 真珠産業の活性化

- 真珠振興法に基づき策定された兵庫県真珠振興計画に定める取組みに対する財政支援の拡充
 - ・コロナ禍により海外販路等に大きな影響を受けている真珠業界に対し、販路拡大・ブランド構築推進のための海外展示会出展やブランディング費用に対する財政支援を拡充すること

9) 若い世代の結婚の推進

- 結婚新生活支援事業の継続的な実施、要件緩和及び対象費用の拡充
 - ・所得要件がハードルとなり申請できないケースが多いため、所得要件を緩和すること
 - ・賃貸契約時の一般的な費用である家賃債務保証料及び損害保険料などの費用が補助対象外となっており、対象者に負担が生じていることから、補助対象経費を拡充すること

II. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 防災体制の推進

○ 防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置

- ・ 防災に関する政策立案・総合調整機能を担う防災庁を創設し、首都直下型地震発生時における東京のバックアップ機能や南海トラフ巨大地震発生時における現地対策機能を担うため、神戸周辺への拠点設置を行うこと

2) 被災者生活再建支援制度の充実

○ 対象となる自治体の世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- ・ 被災者生活再建支援制度について、自治体ごとの被害規模（被災世帯数）要件を撤廃するとともに、大規模補修・解体を伴わない半壊や住宅以外の生活基盤被害についても対象を拡大すること

3) 社会インフラの強靱化による安全・安心の確保

○ 上水道・工業用水道の施設及び管路の計画的な老朽化対策、耐震化にかかる財政支援の拡充

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き国において十分な財源の確保を行うとともに、採択要件の緩和を行うこと
- ・ 工業用水道にかかる改築事業の補助率について、緊急更新・耐震化事業と同様の補助率（1/3）へ引き上げること
- ・ 基幹水道施設の耐震化事業において水管橋（下部工含む）の耐震化事業を対象に追加すること

4) 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの推進

○ 鉄道駅のバリアフリー化、ホームドア等の整備に対する財政支援の拡充

- ・ 鉄道駅におけるバリアフリー化やホームドア等の整備について、駅の規模にかかわらず整備促進を図るため、十分な事業費を確保すること

5) ニホンジカ対策

- 六甲山（ニホンジカ未侵入地域）へのニホンジカの侵入防止対策への支援・協力
 - ・都市部近郊の貴重な自然地であり、観光地としても重要な六甲山へのニホンジカの侵入防止に取り組む自治体等に対する財政支援を拡充するとともに国関連機関による協力体制を構築すること

6) ため池改修等の推進

- ため池整備事業にかかる財政支援の継続
 - ・災害に強いたため池整備にかかる調査・計画事業及びため池の改修や廃止に必要な財政支援を引き続き行うこと

III. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 児童福祉施策の拡充

○ 病児保育事業に対する財政支援の拡充

- ・病児保育事業の安定的な運営の確保のため、賃借料等に対する経常的な財政支援を行うこと
- ・喫緊の課題である保育士確保のため、病児保育室の保育士について保育所等に勤務する保育士同様、処遇改善にかかる財政支援を行うこと

○ 児童養護施設等における障害児加算の創設等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充

- ・発達障害児などの支援が困難な児童の受入れを推進するため、障害児加算の創設等人員配置に要する財政支援を拡充すること
- ・虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
- ・栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についても配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること

○ 児童家庭支援センターにおける人員配置に対する財政支援の拡充

- ・国が定める職員配置基準（相談支援担当職員2名及び心理療法等担当職員1名）に対する国庫補助基準額が低く、児童家庭支援センターの設置・運営が困難な状況にあるため、財政支援を拡充すること

○ 自立援助ホームにおける心理士配置に対する財政支援の拡充

- ・心理的側面から入所児童等の自立支援を行うための心理士配置にかかる国庫補助金額が低く常勤職員の配置が困難であるため、常勤職員の配置が可能となるよう財政支援を拡充すること

○ ファミリーホームに対する財政支援の拡充

- ・施設運営の安定化を図るため、入所児童数に応じて算定されている事務費を、定員数に応じた算定方法へ変更すること

○ 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充

- ・地域ボランティア等の地域人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善が行えるよう国庫補助率の引上げを行うこと

○ 放課後児童健全育成事業における障害児加算制度の拡充

- ・職員の継続的な雇用による障害児の受入れ体制を確保するため、対象児童が退会した月末時点で加算の対象外とする現在の算定方法について、年間を通じた算定方法を導入するなど、財政支援を拡充すること

○ 児童館の整備に対する財政支援の拡充

- ・老朽化の進む児童館の大規模改修や建替えに早急に対応するため、施設整備に対する財政支援を拡充すること

2) 多様な児童生徒に対する支援体制の充実及び学校の組織力強化

○ 不登校児童生徒に対する支援推進事業にかかる財政支援の拡充

- ・不登校児童生徒の指導・支援を行うために設置・運営している「適応指導教室」をはじめとした支援体制の整備やフリースクール等に通う不登校児童生徒に対する支援にかかる財政支援を拡充すること

○ スクールカウンセラー活用事業等にかかる財政支援の拡充

- ・児童生徒等への心理的ケアを充実させ、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置・拡充のための十分な財政支援を行うこと

○ 夜間中学における幅広い教育ニーズに対応するための教職員体制の拡充

- ・多様な年齢層・国籍の生徒が在籍する夜間中学特有の状況を踏まえ、教職員体制の拡充を図ること

○ 高校生等への修学支援のための事業費の確保

- ・全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金について、引き続き十分な事業費の確保を行うこと

-
- 一般図書の無償給付を受けている特別支援学級在籍児童生徒への検定教科書の無償給付
 - ・ インクルーシブ教育推進の観点からも、特別支援学級の児童生徒が通常の学級との交流及び共同学習の際に必要な検定教科書を無償給付とすること
 - 小中学校における特別支援教育就学奨励費制度の拡充
 - ・ 小中学校における通学、修学旅行及び校外活動等の付添人（保護者等）にかかる経費について、特別支援学校と同様に特別支援教育就学奨励費の対象とすること
 - 高等専門学校における基盤的設備の更新・整備に対する財政支援の拡充
 - ・ 新たな時代を担う技術者育成の推進に向け、市立工業高等専門学校において、集中的な基盤的設備の更新・整備を実施するため、国立工業高等専門学校と同水準の財政支援を行うこと
 - 管理職の処遇改善
 - ・ 国において義務教育費国庫負担金の算定における管理職手当の引上げを実施するなど、管理職の処遇を改善すること
 - 特色ある英語教育の推進のための A L T の人材確保
 - ・ 特色ある英語教育を推進していくため、J E T プログラムによる A L T の安定した配置への支援を行うこと
 - 補習等のための指導員等派遣事業にかかる財政支援の拡充
 - ・ 学力向上の取組みや配慮が必要な児童生徒に対してきめ細やかに対応するため、学習指導等を行う支援員の配置・拡充について十分な財政支援を行うこと
 - ・ 教員の多忙化の解消や学校の組織力強化のため、スクール・サポート・スタッフの配置拡充について、補助単価の引上げ等、十分な財政支援を行うこと
 - 学校司書にかかる財政支援の拡充
 - ・ 児童生徒の読書環境や読書活動の充実を図るため、学校司書の配置にかかる財政支援の拡充を行うこと
-

IV. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

1) 地域医療提供体制の整備

- 不足する産科、小児科等における医師確保に向けた施策の推進
 - ・平成 26 年度に廃止された夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政的支援を復活すること
 - ・産科医の分娩取扱手当等を拡充すること
 - ・子育て世代医師の働きやすい職場環境を整備すること
- 小児救急医療及び周産期医療体制の確保に対する財政措置の拡充
 - ・小児科救急対応病院群輪番制の国の補助基準額を増額すること
 - ・小児科の休日・夜間急患センターへの財政的支援を拡充すること
 - ・小児救急医療に対する診療報酬を拡充すること
 - ・国の補助制度に基づく県からの補助金（「総合周産期母子医療センター」及び「地域周産期母子医療センター」に対する補助金）を増額すること
- 二次救急を行う民間病院に対する税制上の特例措置の創設
 - ・救急医療等確保事業の用に供する固定資産税の非課税措置の適用を医療法人・個人病院等へ拡大すること

2) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

- 重症心身障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所の加算制度の拡充
 - ・医療的ケアの必要な重症心身障害者の日中活動支援について、事業所の負担を軽減するため、生活介護にかかる人員配置体制加算の配置比率を上げるほか、重症心身障害者の欠席率や送迎時の看護師添乗も考慮した加算制度を拡充すること
- 地域生活支援事業にかかる自治体の超過負担の解消
 - ・地域生活支援事業について、自治体の負担を軽減し十分なサービス給付を図るため、既定の 1/2 補助率を確保するとともに、特に移動支援事業等の全国一律に実施すべき事業について、自立支援給付事業に位置付けること

○ グループホームの整備に対する財政支援の拡充

- ・ 重度障害者を対象としている日中サービス支援型の共同生活援助事業所（グループホーム）の整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助の補助基準額に、日中サービス支援型を整備する場合の加算制度を設けるなど、財政支援の拡充を図ること
- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助におけるスプリンクラー設備等の補助について、特に重度障害者を受け入れているグループホームについては、補助率の引上げや補助要件の緩和など、財政支援の拡充を図ること

○ 措置入院患者等に対する継続的な支援体制の構築にかかる財政支援

- ・ 措置入院患者等が地域で孤立せず安心して生活が送れるようにするため、退院後の継続支援について財政措置を行うこと

○ 入院患者の権利擁護確立に向けた障害者虐待防止法等関係法令の改正

- ・ 入院患者の権利擁護の確立及び精神科病院における通報義務を定める等、障害者虐待防止法または精神保健福祉法等の改正を行うこと

○ 制度的無年金者である外国人障害者等への救済措置

- ・ 国民年金法の国籍要件撤廃時、障害基礎年金を受給できない在日外国人障害者等への救済措置が講じられなかったために生じた制度的無年金者について、その救済のための法整備を行うこと

3) 医療保険制度の安定化

○ 国民健康保険が抱える構造的な課題の解決

- ・ 高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を解決し、安定的に制度を継続していくため、国費拡充等の財政支援を行うとともに、国において医療保険制度の一本化の検討を進めること

○ 外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策

- ・外国人留学生に対する医療保険制度の適用は、日本の社会保障に関わる問題であるため、市町村の負担とならない外国人留学生の医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すること
- ・上記が実現されるまでは、外国人留学生の保険料の納付状況が極めて低いという課題に対応するため、特定技能外国人と同様、在留資格更新許可等申請時に国民健康保険料納付を要件化するとともに、毎年収納状況を確認する手順を制度化すること

4) 保健衛生施策の充実

○ ウイルス性肝炎対策にかかる財政支援の拡充

- ・身近な場所（集団健診会場・医療機関）での肝炎ウイルス検査の受診機会を引き続き確保し、潜在的な陽性者の発見、適切な治療につなげるため、集団健診での肝炎ウイルス検査に対する国庫補助率 1/3 を、医療機関での検査に対する補助率 1/2 と同率に引き上げを行うこと

○ 指定難病医療費助成制度における患者負担の軽減

- ・指定難病医療費助成制度における自己負担割合（2割）を、障害者自立支援法に基づく更生医療費の自己負担割合（1割）と同程度になるよう支援を行うこと

○ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアにかかる財政支援の拡充

- ・介護保険の対象とならない 40 歳未満の若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで安心して生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、訪問介護サービスを利用する際の費用に対する助成制度を創設すること

○ がん患者のアピアランスケアにかかる財政支援の拡充

- ・抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛、乳房切除等の外見の変化により、社会参加への不安を持つがん患者の治療・社会参加及び経済的負担の軽減を図るため、補正具等を購入する際の費用に対する助成制度を創設すること

5) 地域包括ケアシステム構築のための施策の一層の充実

○ 地域医療介護総合確保基金における政令市への配分枠の設定

- ・大都市が早期に地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金について、政令市への配分枠を設定する等、政令市が事業に主体的に取り組むことのできる財政支援の仕組みを構築すること

V. 真の分権型社会の実現

»総務省

1) 地方交付税等の改革

○ 地方財源不足の解消

- ・市債発行額抑制や残高削減の取組みの支障となっている臨時財政対策債については、引き続き発行額の縮減・抑制に努めるとともに、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うことで、地方財源不足を解消すること

○ 地方交付税の適切な配分及び予見可能性の確保

- ・地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を反映させた客観的・合理的な基準によって適切に配分するとともに、地方の予算編成に支障が生じないよう、具体的な算定方法を早期に明示すること

○ 会計年度任用職員にかかる適切かつ確実な財政措置の実施

- ・会計年度任用職員制度の施行への対応として、地方財政措置が講じられているが、今後、経験加算によりさらなる経費の増加が見込まれることから、令和4年度以降も適切かつ確実に財政措置を行うこと



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008